

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県農林水産関係組合等検査規則の一部を改正する規則

組合指導課

○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

建築指導課

○ 岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則
（以上県例規集登載）

〃

【告示】

○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正

建築指導課

（県例規集登載）

○ 指定障害児通所支援事業者の指定

指導監査室

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

【公告】

○ 令和三年度公文書の開示の実施状況

総務学事課

○ 令和三年度個人情報保護制度の運用状況

〃

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

○ 一般競争入札の実施

警察本部会計課

【議会】

目次

○ 令和三年度公文書の開示の実施状況
○ 令和三年度個人情報保護制度の運用状況

担当課（室）

総務課

〃

◎岡山県規則第三十三号

岡山県農林水産関係組合等検査規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和四年五月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県農林水産関係組合等検査規則の一部を改正する規則

岡山県農林水産関係組合等検査規則（平成十二年岡山県規則第二百十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに」を「、」に、「の規定」を「並びに農業保険法（昭和二十二法律第八十五号）第二百九条第一項から第三項までの規定」に改める。

第二条第六号中「及び中小漁業融資保証法第六十五条」を「、中小漁業融資保証法第六十五条及び農業保険法第二百八条」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 農業共済組合

様式第二号（裏面）中「並びに」を「、」に、「の規定」を「並びに農業保険法（昭和二十二法律第八十五号）第二百九条第一項から第三項までの規定」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に発行されている改正前の様式第二号による身分証明書は、当分の間、改正後の様式第二号による身分証明書とみなす。

◎岡山県規則第三十五号

岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年五月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岡山県建築基準法施行細則（昭和四十八年岡山県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「法第八十五条第三項、第五項若しくは第六項又は法第八十七条の三第三項、第五項若しくは第六項」を「法第八十五条第三項、第五項、第六項若しくは第七項又は法第八十七条の三第三項、第五項、第六項若しくは第七項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第百六十七号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第百三十三号）の一部を次のように改正する。
令和四年五月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表土木部の部建築指導課の項中92を94とし、27から91までを二ずつ繰り下げ、同項26中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同26を同項28とし、同項中25を26とし、同26の次に次のように加える。

27	建築基準法第87条の3第5項	建築物の用途を変更して災害救助用建築物又は公益的建築物として引き続き使用することについての許可の期間の延長の許可（建築審査会の同意を要するもの）	40日	5日			
----	----------------	--	-----	----	--	--	--

別表土木部の部建築指導課の項中24を25とし、23を24とし、同項22中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同22を同項23とし、同項21の次に次のように加える。

22	建築基準法第85条第5項	応急仮設建築物の存続の許可の期間の延長の許可（建築審査会の同意を要するもの）	40日	5日			
----	--------------	--	-----	----	--	--	--

別表出先機関の部県民局（建設部）の項中120を122とし、59から119までを二ずつ繰り下げ、同項58中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同58を同項60とし、同項中57を58とし、同58の次に次のように加える。

59	建築基準法第87条の3第5項	建築物の用途を変更して災害救助用建築物又は公益的建築物として引き続き使用することについての許可の期間の延長の許可（建築審査会の同意を要しないもの）	5日	2日			
----	----------------	---	----	----	--	--	--

別表出先機関の部県民局（建設部）の項56中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同56を同項57とし、同項55の次に次のように加える。

56	建築基準法第85条第5項	応急仮設建築物の存続の許可の期間の延長の許可（建築審査会の同意を要しないもの）	5日	2日			
----	--------------	---	----	----	--	--	--

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

令和4年5月31日 岡山県公報 第12400号

◎岡山県告示第二百六十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和四年五月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

放課後等デイサービスれもんツリー

2 所在地

備前市大内三二六一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社 A K a r i

2 主たる事務所の所在地

備前市大内三二六一

三 指定年月日

令和四年六月一日

四 事業所番号

三三五一一〇〇〇七二

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

令和4年5月31日 岡山県公報 第12400号

◎岡山県告示第二百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年五月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 豊岡上小森線
- 三 道路の区域

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
加賀郡吉備中央町豊岡上字金谷五九九番 三地先から 加賀郡吉備中央町豊岡上字金谷尻道上五 八四番地先まで	新	六・四〇 三六・五	八一・一
加賀郡吉備中央町豊岡上字金谷五九九番 三地先から 加賀郡吉備中央町豊岡上字金谷尻道上五 八四番地先まで	旧	四・一〇 三五・五	八一・一

令和4年5月31日 岡山県公報 第12400号

◎岡山県告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年五月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	豊岡上小森線	加賀郡吉備中央町豊岡上字金谷五九九番三地先から 加賀郡吉備中央町豊岡上字金谷尻道上五八四番地先まで	令和四年五月三十一日

令和4年5月31日 岡山県公報 第12400号

〔二五九〕岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）第二十八条の規定により、令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間の各実施機関における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和四年五月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 公文書開示請求件数	
1 請求件数	一、三九一件
2 処理状況	
開示	八〇二件
一部開示	四八五件
非開示	四件
公文書不存在	六〇件
取下げ	四〇件
3 実施機関別内訳	
知事	一、一三八件
教育委員会	六〇件
選挙管理委員会	一件
人事委員会	二件
警察本部長	七七件
公営企業管理者	一〇二件
公立大学法人岡山県立大学	一件
二 審査請求件数	七件

令和4年5月31日 岡山県公報 第12400号

〔二六〇〕岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）第四十八条の規定により、令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間の各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和四年五月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 個人情報取扱事務の登録件数	
二 保有個人情報開示請求件数	一、七二二件
1 請求件数	一五三件
2 処理状況	
開示	三四件
一部開示	一一三件
非開示	三件
公文書不存在	三件
取下げ	〇件
3 実施機関別内訳	
知事	四三件
警察本部長	一〇八件
地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	二件
三 保有個人情報訂正等請求件数	〇件
四 保有個人情報利用停止等請求件数	〇件
五 簡易な開示請求による開示件数	
1 開示件数	三四、九五五件
2 実施機関別内訳	
知事	一四八件
教育委員会	四、七二六件
人事委員会	一、二八件
警察本部長	二九、九四八件
公立大学法人岡山県立大学	五件
六 審査請求件数	二件

令和4年5月31日 岡山県公報 第12400号

〔二六一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年五月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス鴨方店

所在地 浅口市鴨方町鴨方二二二三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

代表者の氏名 代表取締役 西喜多 浩

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

代表者の氏名 代表取締役 船橋 啓二

（変更後） 名称 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

代表者の氏名 代表取締役 西喜多 浩

4 変更年月日

令和四年四月一日

二 届出年月日

令和四年五月二十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年五月三十一日から同年九月三十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二六二〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和四年五月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

警察本部庁舎等清掃業務委託

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び警察本部庁舎等清掃業務委託仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

令和4年10月1日から令和6年9月30日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した2年間の額で入札に付することとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和4年度に県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年岡山県告示第34号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 平成29年度以降、官公庁、民間企業等において清掃業務に関する契約を1年間以上の期間にわたり履行した実績を有する者であること。

(7) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である

場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。)及び作業員が暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であること。

イ 暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ウ 役員等及び作業員が自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

エ 役員等及び作業員が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

オ 役員等及び作業員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

カ 役員等及び作業員が暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用する等していること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課庁舎管理班

電話(086)226-7234

(2) 申請書の提出期限

令和4年6月29日(水) 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話(086)234-0110 内線2243

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和4年5月31日(火)から同年7月11日(月)まで(岡山県の休日を含める)

条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、厚さ30ミリメートル以内、重さ300グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和4年7月20日(水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和4年7月21日(木) 午前11時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

5 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和4年7月11日(月)午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。
また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Name and quantity of the service to be procured :
Office building cleaning services of Okayama Prefectural Police Headquarters
- (2) Contract period :
From 1 October, 2022 through 30 September, 2024
- (3) Fulfillment place :
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :
4:00 P.M. 20 July, 2022
- (5) Contact point for the notice :
Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2243

令和4年5月31日 岡山県公報 第12400号

◎岡山県議会公告

岡山県議事情報公開条例（平成十三年岡山県条例第八十四号）第二十八条の規定により、令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間の岡山県議会における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和四年五月三十一日

岡山県議会議長

加藤 浩 久

一 公文書開示請求件数及び処理状況

1 請求件数

十一件

2 処理状況

開示

三件

一部開示

八件

非開示

〇件

二 審査請求件数及び処理状況

1 審査請求件数

〇件

2 処理状況

なし

◎岡山県議会公告

岡山県議会個人情報保護条例（平成十七年岡山県条例第七十九号）第四十七条の規定により、令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間の岡山県議会における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和四年五月三十一日

岡山県議会議長 加藤 浩 久

- 一 保有個人情報開示請求件数及び処理状況
 - 1 請求件数 ○件
 - 2 処理状況 なし
- 二 保有個人情報訂正等請求件数 ○件
- 三 保有個人情報利用停止等請求件数 ○件
- 四 簡易な開示請求による開示件数 該当なし
- 五 審査請求件数及び処理状況
 - 1 審査請求件数 ○件
 - 2 処理状況 なし